

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への参加・調印・批准が開始されて以降、国際政治において大きな変化が生まれ、2020年10月24日のホンジュラスの批准により発効に必要な50か国となり、2021年1月22日に発効することが確定しました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであるとしています。核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さず、核抑止力を否定したものとなっています。

このように、条約は核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記されています。被爆者と共に私たち日本国民が長年にわたり熱望してきたことに応えるものとなっています。

日本政府は、唯一の戦争被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力するあかしとして、核兵器禁止条約に参加・調印・批准し、世界の先頭に立つことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年12月14日

名取市議会議長 長 南 良 彦

内閣総理大臣 殿

外務大臣 殿